一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方について

平成23年4月に栃木県鹿沼市内で,24年4月には京都府京都市内で,多数の死傷者を伴う交通事故が発生した。これらの事故においては,運転者が,意識障害を伴う発作を起こす持病について申告せずに運転免許証の更新をしていたことが明らかになっている。また,同年4月,「鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会」から,国家公安委員会委員長宛てに,運転免許制度等の改正を求める要望書とともに,同月及び同年8月の2回にわたり,合わせて約20万人分の署名が提出された。

警察庁では、これらの事情等を踏まえ、一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方について、有識者により構成される検討会を開催し、同年6月から10月にかけて、一定の症状を呈する病気等を有する者を的確に把握するための方策や、一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策等について検討を行った。

THM A TO THE WAY		
	氏 名	所 属 等
座長	藤原 靜雄	中央大学法科大学院 教授
委員	大久保恵美子	公益社団法人被害者支援都民センター 理事
	木村 光江	首都大学東京法科大学院 教授
	菰田 潔	自動車評論家
	高芝 利仁	弁護士
	辻 貞俊	産業医科大学 教授
	細川 珠生	政治ジャーナリスト
	三上 裕司	社団法人日本医師会 常任理事

有識者検討会委員名簿

所属は検討会当時のもの。(順不同,五十音順)

この検討会において「一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度に関する提言」が取りまとめられ, 運転免許制度を見直すべき方向性が示された。警察庁ではこの提言を踏まえ,道路交通法の改正等,運転 免許制度の見直しに向け,所要の取組を進めている。

【政府ホームページ掲載先】

有職者検討会の議事概要及び資料は,下記ホームページに掲載している。 http://www.npa.go.jp/koutsuu/index.htm

一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会における検討状況等

第1回 (6月5日)

一定の病気等に係る運転免許制度の現状について 事務局より説明

一定の病気等に起因する事故の発生状況等につい て事務局より説明

関係団体に対するヒアリングの実施

(鹿沼児童6人クレーン車死亡事故遺族の会,社 団法人日本てんかん協会)

第2回 (6月26日)

病状等に係る確実な申告の担保方策について

- ・一定の症状を有する者を的確に把握するための方策に関する論点(自己申告による把握方法)
- ・一定の症状の申告を行いやすい環境の整備法策に 関する論点
- ・外国における一定の病気等に係る運転免許制度 (申告制度)

このほか,8月から9月までにかけて,関係学会及び 患者団体に対しヒアリングを実施。

第3回 (7月26日)

関係機関と行政との情報共有の在り方について

- ・一定の症状を有する者を的確に把握するための方 策に関する論点(自己申告以外の把握方法)
- ・外国における一定の病気等に係る運転免許制度 (通報制度)

第4回 (8月28日)

病状が判明するまでの取扱いについて 制度運用上の改善事項について

第5回 (9月19日)

提言案の検討

関係学会等に対するヒアリング実施状況について 事務局より説明

第6回 (10月16日)

提言のとりまとめ

関係学会等に対するヒアリング実施結果について 事務局より説明

一定の症状を呈する病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言要旨

一定の症状を有する者を的確に把握するための方策 症状等の虚偽申告に対する罰則の整備

結論:運転に支障を及ぼす症状について虚偽申告 した者に対する罰則の整備が必要

症状の虚偽申告は運転適性を欠く者への免許の交付につながり、重大な事故を惹起するおそれがあることから、虚偽申告を罰則の対象にすべき(適正に申告した者との均衡の観点、感銘力による抑止効果を期待) 一方で

- ・差別の助長の抑止
- ・いたずらに処罰対象が広がらない工夫

が求められる

自己申告以外の把握方法について

結論:自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれが認められる患者について,医師がその判断により任意に届け出る仕組みが必要

医師に届出を義務付けた場合

- ・医師と患者の信頼関係の毀損等による患者の診療拒否や医師離れによる潜在化
- ・診断が容易ではないことから,対象となる病気 を有する患者の診療を医師が忌避
- ・本来免許の取得が可能な者まで過剰に届出などのおそれがあることから,届出を任意にとどめて医師と患者との信頼関係に配慮しつつ,当該届出を法律上に位置付けることで,守秘義務や個人情報保護法に反することとならないよう法律関係を整理し,医師が対処しやすい環境を整えることが適当

任意規定とした場合には,実効性担保等のため医師団体等によるガイドラインが必要

一定の症状の申告を行いやすい環境の整備方策

結論:病気等を理由に免許を取り消された者が再取得する場合には試験の一部を免除するなどの負担軽減を図るべき

病気等を理由に免許を取り消された者には帰責性がないという特殊性があることから,学科試験と技能試験を免除することによって負担を軽減し,正しい症状申告を促進すべき

病状が判明するまでの間の運転免許の取扱い

結論:一定の症状を呈する病気等に該当する疑いが客 観的事実により認められる場合には免許の効力 を暫定的に停止すべき

道路交通の安全確保の観点から必要。ただし、処分が不当な利益侵害に当たらないよう、要件として事故歴等の客観的事実がある場合に限定すべき

その他

- ・物損事故を含む交通事故情報のデータベース化が必 要
- ・申請時・更新時の診断書提出義務の導入は不適当

. ≆